

●重度訪問介護

障害者総合支援法に基づく、重度の肢体不自由または重度の知的しうがいもしくは精神しうがいがあり常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活などに関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行うサービス。

●就労移行支援

障害者総合支援法に基づく、就労を希望する65歳未満のしうがいのある人に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行うサービス。

●就労継続支援（A型）

障害者総合支援法に基づく、企業などに就労することが困難なしうがいのある人に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などをを行うサービス。

●就労継続支援（B型）

障害者総合支援法に基づく、通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のあるしうがいのある人に対し、生産活動などの機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などをを行うサービス。

●主任児童委員

民生委員児童委員のうちで、地域における子育て支援をさらに推進するため、児童福祉に関する事項を専門的に担当するために指名を受けた者。児童福祉関係機関と区域を担当する民生委員児童委員との協働による相談支援を行う。

●障害者支援施設

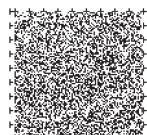
障害者総合支援法に基づく、しうがいのある人に対し、施設入所支援を行うと共に、施設入所支援以外のしうがい福祉サービスを行う施設。具体的には、しうがいのある人に対し、夜間から早朝にかけては「施設入所支援」を提供すると共に、昼間は生活介護などの日中活動系サービスを行う社会福祉施設。

●障害者総合支援法

しうがいのある人及びしうがいのある子どもが自立した日常生活または社会生活を営むことが出来るよう、必要なしうがい福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もってしうがいのある人及びしうがいのある子どもの福祉の増進を図ると共に、しうがいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことの出来る地域社会の実現に寄与することを目的とする法律。正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。旧法律名は障害者自立支援法。

●小規模多機能型居宅介護

介護保険法に基づく、利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることが出来



るよう、利用者の選択に応じて、施設への「通い」を中心として、短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問」を組合せ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で日常生活上の支援や機能訓練を行うサービス。

●小地域福祉活動

一般的に「住民の顔が見える」日常生活圏域を基礎に行われる住民の様々な福祉活動の総称である。地域の福祉課題の解決のために、身近な地域で見守りや支えあいのための連絡網・支援網（ネットワーク）を整備する活動などをいう。

●自立支援協議会

しうがいのある人が地域で安心して生活出来るよう支援し、自立と社会参加を図るため、一般相談支援事業及び特定相談支援事業の適切な運営、ならびに地域のしうがい福祉に関するシステムづくりについての中核的な役割を果たす定期的な協議の場。

●自立支援医療（精神通院医療）

公費負担医療のひとつで、精神疾患（てんかんを含む）の治療のため通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対して医療費の自己負担を軽減するもの。

●身体障害者手帳

身体しうがいのある人が身体障害者福祉法に定めるしうがいに該当すると認められた場合に交付されるもの。身体障害者手帳の等級は重度から1級～6級に区分されているが、さらにしうがいにより視覚、聴覚、音声・言語、肢体不自由、内部（呼吸器や心臓、腎臓、膀胱または直腸、小腸、免疫機能）などに分けられる。

●生活介護

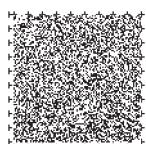
障害者総合支援法に基づく、障害者支援施設などで、常に介護を必要とする人に対して、主に扈間において、入浴・排せつ・食事などの介護、調理・洗濯・掃除などの家事、生活などに関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行うサービス。

●生活困窮者自立支援（制度）

生活困窮者の自立の促進を図ることを目的に、全国の福祉事務所設置自治体が実施主体となって、官民協働による地域の支援体制を構築し、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に関し包括的な事業の実施を定めた生活困窮者自立支援法に基づく制度。

●生活福祉資金貸付（制度）

社会福祉協議会による低所得者、しうがいのある人または高齢者世帯に対し、資金の貸付けと必要な援助指導を行うことで、その経済的自立及び生活意欲の助長を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的としたもので、資金の貸付については、資金の種類ごとに、要件、限度額などそれぞれの用途に応じて実施されている。



●生活保護

資産や能力などすべてを活用してもなお生活に困窮する人（世帯）に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度。

●精神障害者保健福祉手帳

精神しうがいのある人の自立と社会参加の促進を図ることを目的とし交付される手帳。しうがいの程度により、1級、2級、3級とされている。市町村が窓口であり、2年ごとに精神しうがいの状態について都道府県知事の認可を受けなければならない。

●成年後見制度

知的しうがい、精神しうがい、認知症などにより、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結などを代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことが出来るようにするなど、これらの人を不利益から守る制度。

●相談支援（しうがい福祉サービス）

障害者総合支援法に基づく、地域で生活するしうがいのある人やその家族、関係機関の人たちからの相談応じ、必要な情報提供や助言を行うことで、自立した日常生活または社会生活が送れるように総合的・継続的に支援するサービス。

た行

●第三者評価制度

福祉サービス事業者の提供するサービスの質を、当事者（利用者や事業者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的・客観的な立場から評価を行う制度で、行政の監査とは異なり、最低基準を満たしているかを確認するのではなく、評価結果を広く公表することにより、各事業者がよりよいサービスを提供出来るように誘導する役割を持っている。

●短期入所生活介護・療養介護（ショートステイ）

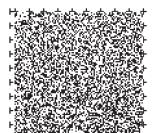
介護保険法に基づく、介護者の疾病やその他の理由により、居住している自宅において介護を受けることが一時的に困難となった要介護者を短期間入所させ、入浴、排せつ及び食事その他の必要な養護を行うサービス。

●短期入所

障害者総合支援法に基づく、自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、しうがいのある人に障害者支援施設や児童福祉施設などに短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行うサービス。

●地域活動支援センター

障害者総合支援法に基づく、しうがいのある人が通い、地域の実情に応じて、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの機会を提供するなど、しうがいのある人の日中の活動をサポートする場。



●地域ケア会議

介護保険サービスの利用者か否かにかかわらず、支援が必要な高齢者などを対象に効果的なサービス提供をするために、地域ケアの総合調整などを行う会議。

●地域振興計画

市内のまちづくり団体（21組織）が、それぞれの地域の現状や課題を明らかにし、将来の理想とする地域像を定め、その実現に向けた基本方針や取り組み等をまとめた長期計画。

●地域包括支援センター

平成17年の介護保険制度改正によって創設された。市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等の三職種のチームアプローチにより住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行う。主な業務は、総合相談業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、権利擁護業務を制度横断的な連携ネットワークを構築して実施する。

●地域包括ケアシステム

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目指し、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることが出来るよう、また、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることが出来るよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制として、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるケアシステム。

●地域密着型通所介護

介護保険法に基づく、日中、利用定員18人以下の小規模の老人デイサービスセンターなどに通ってもらい、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで提供するサービス。小規模デイサービス。

●通所介護（デイサービス）

介護保険法に基づく、介護老人福祉施設などに通い、入浴・排せつ・食事などの介護、生活などについての相談・助言、健康状態の確認、その他の必要な日常生活上の世話や機能訓練を行うサービス。

●通所リハビリテーション（デイケア）

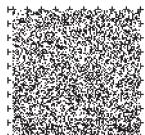
介護保険法に基づく、介護老人保健施設や診療所、病院において、日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身機能の維持回復を図るサービス。

●出前講座

行政が行っている業務や政策の中で、市民（市内に在住・在勤・在学のグループ・団体等）が知りたい・聞きたい内容を講座メニューの中から選択し依頼することで、職員が地域へ出向き、説明する取組。

●同行援護

障害者総合支援法に基づき、視覚しうがいにより、移動に著しい困難を有す



るしうがいのある人の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供すると共に、移動の援護などを行うサービス。

●届出保育施設

事業主が雇用する従業員の乳幼児のみを預かる事業所内保育施設など一部の施設を除き、児童福祉法の規定により知事への届出が義務づけられている認可保育所及び家庭的保育事業等の認可を受けた施設以外の保育施設。なお、平成21年3月までは「認可外保育施設」と総称されていた施設。

な行

●日常生活自立支援事業

認知症の高齢者、知的しうがいのある人、精神しうがいのある人などで、判断能力が不十分なため、日常生活に困っている人に対して、安心して自立した地域生活が送れるよう、相談、福祉サービスの利用援助及び日常的な金銭管理などの支援を行う。具体的には契約締結後、生活支援員が生活支援計画に基づき、定期的な支援を行う。

●認知症

個人のそれまでに発達した知能が、脳の後天性しうがいにより持続的かつ比較的短期間のうちに低下し、日常生活に支障をきたすようになること。大きく、脳血管性のものとアルツハイマー病に区別される。

●認知症サポーター養成講座

講師であるキャラバン・メイトと市が協働で行うもので、地域や職域・学校などで認知症の基礎知識について、また、認知症サポーター（認知症を正しく理解してもらい、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者）として何ができるかなどについて学ぶ。

●認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

介護保険法に基づく、認知症高齢者の症状の進行予防・改善を図るために、共同生活をしながら入浴・食事・排せつなどの介護や機能訓練を行うサービス。

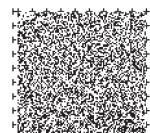
は行

●パブリックコメント

（国民・住民・市民など）公衆の意見。基本的な政策等の策定または改廃に当たり、当該政策等の趣旨、目的、内容等を案の段階から公表し、広く市民から意見等を求め、これを考慮して当該政策等の意思決定を行うと共に、寄せられた意見等の概要及びそれに対する市の考え方を公表する一連の仕組み。

●避難行動要支援者（名簿）

平成25年の災害対策基本法の一部改正により、高齢者、しうがいのある人、乳幼児などの防災施策において特に配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害発生時の避難などに特に支援を要する人。また、同法では、避難行動要支援者名簿



の作成を市町村に義務づけることが規定された。

●福祉委員

行政区長と民生委員の推薦により、地域住民の中から選出され、社会福祉協議会会長から委嘱を受けて活動する地域福祉活動の協力者。民生委員児童委員や行政区長を補佐し、日頃から気になる人の福祉問題の早期発見に努めるなど見守り活動などを行う。

●ふれあいきいきサロン（サロン）

誰もが気軽に、楽しく、自由に集える場を参加者が歩いていける範囲の公民館などで開催される交流の場づくりの活動で、地域住民が主体となり運営する。介護予防や生きがいづくり、仲間づくりの効果が期待され、健康や福祉に関する啓発の場にもなっている。

●保育所等訪問支援

児童福祉法に基づく、訪問支援員がしょうがいのある子ども本人が通う保育所などに訪問し、しょうがいのある子ども本人がしょうがいのある子ども以外の児童との集団生活に適応することが出来るよう、しょうがいのある子ども本人の身体及び精神の状況ならびにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うサービス。

●放課後等デイサービス

児童福祉法に基づく、学校通学中のしょうがいのある子どもが、放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練などを継続的に提供することにより、学校教育と相まって、しょうがいのある子どもの自立を促進すると共に、放課後などの居場所づくりを行うサービス。

●訪問介護（ホームヘルプ）

介護保険法に基づく、要介護者で居宅において介護を受けるものについて、その者の居宅において介護福祉士、他の者により行われる介護や日常生活上の世話をを行うサービス。

●訪問看護

介護保険法に基づく、居宅要介護者について、その者の居宅において看護師などにより行われる療養上の世話または必要な診療の補助を行うサービス。

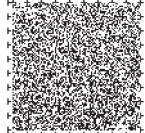
●ボランティアセンター

ボランティアの活動拠点であり、ボランティア活動に関する相談窓口。ボランティアを必要とする人とボランティア活動出来る人をつなぐ役割も担っている。

ま行

●見守り連絡委員

地域で見守りが必要な人に対し、毎日のように顔を合わせる人のうち、見守られる本人や民生委員児童委員、行政区長から依頼を受け、見守りが必要な人を普段の生活の中で気にかけ、見守る役割。



●民生委員

民生委員法に基づき、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める者。地域住民の生活状態の把握、要援助者の自立への相談援助・助言、社会福祉事業者等との密接な連携・活動支援、福祉事務所その他の関係行政機関の業務への協力等を行う。厚生労働大臣が委嘱し、児童福祉法に定める児童委員も兼ねるため、民生委員児童委員とも称する。

や行

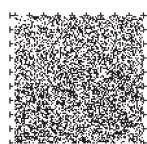
●要保護児童対策地域協議会

児童福祉法に基づき、虐待を受けた子どもをはじめとする要保護児童などに関する情報の交換や支援を行うために協議を行う場。

ら行

●療育手帳

児童相談所または知的障害者更生相談所において知的しうがいと判定された人に対して交付される手帳。交付により知的しうがいのある人に対する一貫した指導、相談を行うと共に各種の援護措置を受けやすくすることを目的としている。しうがいの程度は、A判定が重度、B判定が中度・軽度となっている。



8 参考資料

「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」（抜粋）

（平成 29 年 12 月 12 日子発 1212 第 1 号社援発 1212 第 2 号老発 1212 第 1 号）

はじめに

○少子高齢・人口減少社会という我が国が抱えている大きな課題は、我が国全体の経済・社会の存続の危機に直結しており、この危機を乗り越えるためには、我が国の一つ一つの地域の力を強化し、その持続可能性を高めていくことが必要と考えられる。地域力強化を考えるに当たっては、福祉の領域を超えた地域全体が直面する課題を、改めて直視する必要がある。

こうした考えのもと、地方創生や、一億総活躍社会の実現に向けた取組がすすめられており、ニッポン一億総活躍プラン（2016年（平成28年）6月2日閣議決定）で述べられているとおり、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、誰もが役割を持ち、活躍できる、地域共生社会の実現が求められている。

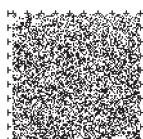
○様々な課題に直面している地域そのものを元気にしていこうという地方創生の取組と、誰もが安心して共生できる地域福祉を推進しようという取組は、別々のものではなく、生活の基盤としての地域社会が持続可能であることが、地域福祉の基盤として不可欠であり、地域福祉によって地域生活の質が向上することで、そのことが地域の活性化に「還元」されていくと考えられる。

いわば、福祉の領域だけではなく、商業・サービス業、工業、農林水産業、防犯・防災、環境、まちおこし、交通、都市計画等も含め、人・分野・世代を超えて、地域経済・社会全体の中で、「人」「モノ」「お金」そして「思い」が循環し、相互に支える、支えられるという関係ができることが、地域共生社会の実現には不可欠であると考えられる。

○また、地域共生社会を実現していくためには、社会的孤立や社会的排除といった現実に生じうる課題を直視しつつも、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域と共に創っていくことが求められる。

これは、2000年（平成12年）の社会福祉基礎構造改革における社会福祉法の改正により位置づけられた、「地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない」とする地域福祉推進の目的と相通するものであり、地域共生社会の実現に向けては、

地域福祉の推進が求められているということができる。



○地域福祉の推進に関しては、2002年（平成14年）1月に社会保障審議会福祉部会が「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について（一人ひとりの地域住民への訴え）」（以下「社会保障審議会福祉部会とりまとめ」という。）をとりまとめおり、その中で、地域福祉推進の理念として、（1）住民参加の必要性、（2）共に生きる社会づくり、（3）男女共同参画、（4）福祉文化の創造を掲げるとともに、地域福祉推進の基本目標として、（1）生活課題の達成への住民等の積極的参加、（2）利用者主体のサービスの実現、（3）サービスの総合化の確立、（4）生活関連分野との連携が示されている。

社会福祉法に位置づけられた地域福祉推進の規定やこの社会保障審議会福祉部会とりまとめの考え方を踏まえ、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定等を通じ、各地で地域福祉の推進のための取組・実践が行われてきた。

○地域共生社会の実現に向けた取組を推進するため、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）により、市町村（特別区を含む。以下同じ。）における包括的な支援体制の整備や市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の充実等を内容とする社会福祉法の一部が改正され、2018年（平成30年）4月1日に施行されるが、社会保障審議会福祉部会とりまとめ掲げられた地域福祉推進の理念や基本目標の視点を大切にしながら、引き続き地域福祉を推進していくことの重要性・必要性に変わりはない。

○他方、地域共生社会の実現に向けては、「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会最終とりまとめ（2017年（平成29年）9月12日）」（以下「最終とりまとめ」という。）で述べられているとおり、①それぞれの地域で共生の文化を創出する挑戦、②すべての地域の構成員の参加・協働、③重層的なセーフティネットの構築、④包括的な支援体制の整備、⑤福祉以外の分野との協働を通じた、「支え手」「受け手」が固定されない、参加の場、働く場の創造、という5つの視点を重視しながら、取組をすすめていく必要がある。

○人々が生活していく上で生じ得る課題は、介護、子育て、障害、病気等にとどまらず、住まい、就労を含む役割を持つての場の確保、教育、家計、そして孤立など、いわば「くらし」と「しごと」の全般にまで及ぶ。こうした本人や世帯の課題を包括的に受け止めるためには、本人や世帯を「制度」の枠組みから見るのはなく、本人や世帯が抱える様々な困り事のみならず、生きる意欲や力、生きる希望といった強みや思いを引き出しながら必要な支援を考えていくことが必要であり、本人や世帯の「くらし」と「しごと」を包括的に支えていくこと、それを地域づくりとして行っていくことが、求められている。このため、今般の社会福祉法改正においては、地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、本人とその属する世帯全体に着目し、介護、保健医療に限らない、地域生活課題（※）を把握するとともに、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関と連携し、解決を図っていく旨が定められた。

(※) 「福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防または要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題」

○介護、子育て、障害など、各分野で制度的な対応を不斷にすすめていくことは必要であるが、必ずしも制度の充実だけで安心した生活を築くことができるわけではなく、また、各分野の制度において福祉サービスを充実させることで、結果的には、支えられながらも他の誰かを支える力を發揮する機会や、地域のつながりの中で困り事を支えあう土壤、サービスの対象にならない課題や地域全体の課題にも目を向けていくという行政や福祉関係事業者の姿勢を、弱めてきたとの指摘があることも認識しておく必要がある。

重要なのは、「人」と「資源」の力を結び合わせて分野別の制度をつなぎ、また各分野の制度の狭間の問題をどのように解決していくかということであると考えられる。

○こうした地域づくりを実現するためには、①「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備、②「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備、③多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築等を通じた包括的な支援体制の整備が必要である。

上記①、②、③、とりわけ①については、これまで様々な取組が地域で実施されてきたと考えられるが、それらの既存の取組を含めてそれぞれの取組を、いわば「点」として個々に実施するのではなく、互いに連携させ、いわば「面」として実施することにより、それぞれの強みを活かした効果的な支援体制が構築されるものと考えられる。

市町村地域福祉計画策定のプロセスなども活用しながら、市町村が、①、②、③の機能・取組を担うべき主体とともに、どのように支援体制を整備していくかを考え、関係者の総意と創意工夫により具体化し、展開していくことが期待される。



発行

八女市（市民福祉部福祉課）

電話 0943-24-8030 FAX 0943-22-7090
〒834-8585 福岡県八女市本町 647 番地
<http://www.city.yame.fukuoka.jp/>

社会福祉法人 八女市社会福祉協議会（本所福祉課）

電話 0943-23-0294 FAX 0943-23-0242
〒834-0031 福岡県八女市本町 599 番地
<http://yamesyakyo.jp/>

